

法人事業税の分割基準の変更について

新潟県

平成17年度税制改正により、2以上の都道府県に事務所等を有する法人の法人事業税の分割基準が変更されました。

1 分割基準の変更内容

- (1) 非製造業（鉄道事業・軌道事業、電気供給業、ガス供給業及び倉庫業を除く）について、課税標準の2分の1を事務所数により、2分の1を従業者数により関係都道府県に分割することとします。
- (2) 本社管理部門の従業者数を2分の1に割り落とす措置を廃止することとします。

2 適用事業年度

平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

事業		平成17年3月31日以前開始事業年度 (変更前)	平成17年4月1日以後開始事業年度 (変更後)
非製造業	銀行業 保険業 証券業	課税標準の2分の1：事務所数 課税標準の2分の1：従業者数 ※資本金1億円以上の法人は本社管理部門の従業者数を2分の1とする。	課税標準の2分の1：事務所数 課税標準の2分の1：従業者数
	通信業 卸売業 小売業 サービス業等	従業者数 ※資本金1億円以上の法人は本社管理部門の従業者数を2分の1とする。	
製造業		従業者数 ※資本金1億円以上の法人は本社管理部門の従業者数を2分の1、工場の従業者数を1.5倍とする。	従業者数 ※資本金1億円以上の法人は工場の従業者数を1.5倍とする。

- 注1 鉄道事業・軌道事業、電気供給業、ガス供給業及び倉庫業については変更ありません。
- 2 異なる事業を併せて行う法人においては、主たる事業の分割基準を使用してください。
- 3 「事務所数」は、事業年度に属する各月の末日現在の事務所の数の合計数となります。